

福岡縣に於ける失業救濟事業に就て

坂本 一平

一 失業狀況

本縣の失業狀況は別表統計表に示すが如く、都市に於ける各種工業の生産制限等に因り、集團的の解雇斷行せられたると、又郡部に於ては主として諸工業の不振より炭坑業者の已むなき送炭制限に起因し、失業者日に増加を來し、益々深刻の度を加ふるに至りたる爲め、之れが救濟は社會政策上喫緊の事項とし、各關係市事業と共に縣に於ても縣營失業救濟事業として、國道並府縣道改良工事を企劃せり、乃ち左に失業者の梗概を記すれば

(イ)送炭制限による失業

本縣礦山の所在地は約八十ヶ所にして炭田の主なる筑

豊、粕屋、三池地方に於ては、炭坑により特殊の經濟地帯を成し、其の年産額千五百萬噸内外にして、全國の石炭採掘量の六割強を占め、炭價の低落と貯炭の増加に基因し、全國當業者は協定の結果二割五分の送炭制限を附し、更に本年五月に至り五分の累加を敢行せる爲め、昭和元年末に於ける礦山労働者は十四萬人を算せられたるも、最近に至り約貳萬人を減するに至れり、之等は僅に一部の歸農者を除き、他は悉く失業者として社會に流布せる爲め、郡部に於ける失業者も亦其の數を増し、一萬人と註せらるゝの現況を呈せり。

(ロ)北九州五連都市と其の他の都市失業

本縣内北九州五連都市は我が國産業の咽喉部を成し製

鑛所を中心として製鋼、製糖、製粉、造船、製陶、製紙、硝子、曹達灰、セメント製造等の大小工場實に千二百餘に及び、従業職工約七萬八千人を使役せしが財界不況に因る事業不振の打撃を受け、企業者は産業の合理化を講じ、生産制限、操業短縮を計り數次に亘り職工の整理及傭役人夫減首の已むなきに至り八幡市を中心に門司、小倉、若松、戸畑の各市に於ける失業者壹萬六千八百餘人之れが要救済者數實に八千餘人に達せり、其の他の都市失業者約壹萬人を有するも要救済者は二千百餘人に過ぎず要之北九州五連都市に於ける失業狀況の如何に深刻なるかを推測し得らるべし。

失業統計表(昭和四年十月以降) 福岡縣

種別	調査人口	同上中失業者推定數	失業者中要救済者
昭和四年十月	三五五,四九七	一五,三一九	四,四七二
十一月	三六六,一〇六	一六,五七五	四,七一二
十二月	三七二,九八〇	一七,八九〇	六,二八八
昭和五年一月	三七二,九九〇	一七,七五四	六,二八〇
二月	三七三,〇七〇	一七,七五四	六,二五二
昭和六年一月	三二七,一四六	三〇,九六四	九,四八三
二月	三二七,六二七	三〇,七六二	九,七〇二
三月	三二七,三六六	三〇,五七九	九,六五三
四月	三二六,九六一	三三,六四三	一一,四五五
五月	三二六,九五二	三五,一二一	一一,六六二
六月	三二六,二五〇	三四,三六四	一一,四九一
七月	三二五,二六四	三四,四六八	一一,六四一
八月	三二五,二三六	三五,八九二	一二,八九六
九月	三二五,〇四九	三五,九七五	一三,八五七
十月	三二五,三五九	三六,六五三	一四,二二六

備考 一 調査人口は有業者推定數と失業者推定數とを合算したるもの
 二 有業者及失業者の範圍は大正十四年十月一日失業統計調査の例に依る

福岡縣下各市別失業狀況

月別	調査人口	失業者	要救済者	福岡	久留米	門司	小倉	若松	大牟田	八幡	戸畑	直方	計
昭和六年八月	調査人口 三〇,五五二	失業者 三,五五五	要救済者 一,〇九八	一四,四八八	八二二	二,二二二	一,六五〇	二,二二二	三,七六五	八,二九二	二,〇九五	六四七	二五,三〇七
九月	調査人口 三〇,九七七	失業者 三,四八二	要救済者 一,〇八六	一四,五三三	八二二	二,二二二	一,六八〇	二,二二二	三,七六八	八,二九二	二,〇七二	三六五	二五,三七一
十月	調査人口 三〇,〇二〇	失業者 三,六六六	要救済者 一,一八六	一四,四三三	九六六	二,二二二	一,七七八	二,二二二	三,六九〇	八,二七七	二,〇六六	三六五	二五,五九二

二 工事計畫概要

本縣内には前述の如く多數の失業者あるのみならず、更に採炭制限等により、益々其の數を増加するの傾向にあるを以て、之れが對策として、比較的多數の勞力費を要する土木事業を企劃するの適切なるを認め、即ち失業防止事業として、從來繼續施行し來りたる、國道並重要府縣道改築

工事費百六十萬圓を支出するの外、新に追加豫算として昭和五、六の二ヶ年繼續事業として、事業費總額貳百五十拾萬圓の國道及府縣道改良工事を企て、失業者分布の狀勢により個所工種の撰擇をなしたり、而して失業救濟事業は縣會議決後直ちに着工することとし五年度百萬圓、六年度百五十萬圓とせり。

事業豫算と財源

種別	豫算	財源
失業防止國道並に重要府縣道改築	一、六〇〇、〇〇〇 <small>圓</small>	國庫補助金 三〇、〇〇〇 <small>圓</small> 地元寄附金 一三九、六三〇 <small>圓</small> 縣 一、四三〇、〇〇〇 <small>圓</small> 債 一、三九五、〇〇〇 <small>圓</small> 一般歳入 三七〇 <small>圓</small>
失業救濟國道並に府縣道改良	二、五〇〇、〇〇〇	五九五、〇〇〇 一、三九五、〇〇〇 一
計	四、一〇〇、〇〇〇	五四〇、〇〇〇 七三四、六三〇 二、八二五、〇〇〇 三七〇

備考 地元市町村負擔金は失業防止事業中既定財政計畫に依る國道改築工事に對しては徵收せず、重要府縣道工事地元寄附金は道路の重要性により事業費の一割乃至三割の負擔とせり。

其他の府縣道中從來の道路鋪裝工事に在りては地元負擔金約四割、此種改築工事に在りては四割以上五割なりしを事業の遂行を容易ならしむる爲地元負擔金を總て二割五分に輕減することとせり。

失業救濟事業として工事の種類及撰擇に就て

(一) 失業防止事業 (昭和六年度)

種別	事業費總額	勞力費豫算	勞働者使用員數	工事施工日數	一日平均使用人員	摘要
國道改築工事	五三〇,〇〇〇 ^圓	一六六,九七三 ^圓	一〇四,八三六 ^人	三六〇 ^日	二九一 ^人	第二、第三號國道延長
重要府縣道改築工事	一,〇七〇,〇〇〇	三三二,九二四	二一四,三一〇	三六〇	五九四	個所數二一
計	一,六〇〇,〇〇〇	四八九,八九七	三一九,二四六	三六〇	八八五	延長二四、四四六

本縣國道及重要府縣道に對しては一定の改築計畫を樹立

を撰擇施行することとせり。

し、國道は昭和二年度より、府縣道は昭和三年度より各々十ヶ年繼續事業とし施行し來りたるものゝ内、地方開發上喫緊を要し既に改築區間との連絡圓滑となり、其の效果大なるもの、又は橋梁等の著しく腐朽し、緊急改築の必要あるもの等、失業救済の爲に資するに最も有効適切なるもの

而して失業防止事業と、殊更に名稱を附したるは、本縣從來施行し來りたる繼續事業にして、若し本事業を中止すれば、該事業に相應する失業者が出来ることになるを以て失業者防止の意味を以て本繼續事業に特に此の名稱を附したるものなり。

(二) 失業救済事業

所屬年度	工事種別	事業費豫算	勞力費豫算	勞働者使用員數	工事施工日數	一日平均使用人員	備考
昭和五年度	國道、府縣道路改良工事	一,〇〇〇,〇〇〇 ^圓	三三〇,〇〇〇 ^圓	二八、六三 ^人	三〇 ^日	三〇 ^人	國道第二號線、門司、小倉、八幡、福岡、久留米各市及和屋郡箱崎町地内鋪裝延長三〇、一四八米
昭和六年度	府縣道路改良工事	一,五〇〇,〇〇〇	四七五,五五五	三六、六三 ^人	三〇 ^日	三六 ^人	福岡市外八市十八郡府縣道路線數五十五線
計		二,五〇〇,〇〇〇	八七五,九〇一	三九、五五			

本縣市街地に於ける國道並府縣道現在路面は、一部舗装區間を除き他は概ね砂利道にして、近時普及せる自動車交通に堪へず、路面の改良及排水の整備は刻下緊急の事業に屬するを以て、前記救済事業中約貳百萬圓を路面改良事業に振當て、他を炭坑地方其の他各方面に於ける府縣道中

幅員の擴張屈曲の更正、又は坂路の開鑿等により、其の利

三 國營國道改良事業

用價值の極めて増大するものを探み改修工事を施行することとし、而して昭和六年度分は政府に於て助成せらるゝ失業救済府縣道改良事業に充當することとせり。

昭和二年度以降十ヶ年計畫を以て、工費約八百萬圓を投

路線名	改良區間	工事延長	工事費	勞力費	同使用延人員
國道第二號線	遠賀郡岡垣村 宗像郡東郷村	九、二三一	三八三、一三一	一三三、九八九	一〇〇、九〇〇
同	筑紫郡那珂村 同郡二日市町	一〇、三九二	五六八、八六九	一二六、四九〇	九五、五五一
計		一九、六二三	九五二、〇〇〇	二六〇、四七九	一九六、四五二

じ、國道未改修區間の改良工事を施行中なりし爲め、右既定計畫工事の一部にして最も改築の緊急を要する箇所前掲二ヶ所を撰み之れが實施中なり、而して本工事に於ける現場主任は兩所とも縣技師を囑託として採用せらるゝ等によ

り、既改築區間との連絡又は機械器具の運用等双方共に便益を見既に特種の構造物及路面工を除き他は概ね竣成し、極めて好成績の進捗狀況に在り。

昭和六年度失業救済國縣市事業都市別對照表

種別	失業救済	失業防止	國營國道改築失業	市町村營失業救済
事業費總額	九六二、〇一三	二五六、二七七	二、四一九、三九三	三、六三七、六八三
計				

郡	部	五三七、九八七	一、三四三、七二三	一、〇〇〇、〇〇〇	二、八八一、七一〇
計		一、五〇〇、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二、四一九、三九三
事業費總額に對する市郡の割合					六、五一九、三九三

市	部	〇・六五	〇・一六	一・〇〇	〇・五六
郡	部	〇・三五	〇・八四	〇・四四	〇・四四

昭和五年九月に於て失業者數一九、八二一名内市郡壹萬五千七百五十四人、郡部四千六拾七人。

四 事業遂行に就て

(イ) 工事施行配置

工事は總て既設の十二ヶ所土木管區事務所及二ヶ所の國道改築事務所に於て施行せしめたり、從て失業救濟事業と臨時部、災害工事其の他の土木事業費とを、人件費節約の意味に於て彼是融通實施せしめたり、参考

の爲め昭和六年度豫算及職員配置表を掲ぐることにせり。

事業實施に方り、失業救濟事業の本質により可及的に

直營施行の方法を採用せしめ現場の實情監督關係等により請負を以て施行したり、其の割合は今日迄施行せしめたるものに付て、總工費二、三一〇、九四七圓の内用地費、家屋移轉費、一七三、八三一圓を控除せる純工事費、二、一三七、一一六圓、此の内直營施行高一、六九〇、〇二三圓、請負に附せしもの四四七、〇九三圓である。然るに純直營三二個所、直營にして一部請負二三ヶ所、純請負九ヶ所である。

昭和六年度土木費調

種別

失業救済事業

失業防止業

國道重要府縣道(繰越)

災害(繰越)

其他

計

事務所名	五年度繰越	六年度	事業	業	縣道(繰越)	災害(繰越)	其他	計
福留岡	九,〇三九	一六,八七四	二六三,八三三	一九,一五三	九六,五〇三	一六,三三三	九四,六五五	
久留米	三四,一九四	一〇八,六〇五	九,九六一	八九,八六九	一五,三九五	二五〇,七六五	七六八,八〇〇	
柳河	四,五四	九八,〇二七	一四,八一九	九九,七三一	三六,六七七	六三,〇〇六	五九〇,七四四	
直方		五一,六三六		五,七七七	四三,六九五	六四,三六一	二五,四八五	
行橋			三六,〇〇〇	一七,九五五	八八,六三三	九六,一四九	三六,七六六	
前原	三六,三三二	六,三四五	二六,九四四	二,三三三	二二,六六〇	五,三三四	三六,〇三五	
甘木		三四,七五一	六九,三〇七	四,五六〇	一八,八三四	七九,二九三	四三,七四四	
福島		四九,〇六八	二六,一〇〇	三,九九九	六八,三三三	七,九九〇	二五〇,三三〇	
折尾	三四,六三〇	三〇三,四三〇	一五,九五三	二五,五三六	五〇,九九八	四七,六三三	一,〇三七,四六一	
小倉	三五,七六六	三〇五,八六〇	三六,一七六	三四,八八三	三九,六五一	四九,五九九	九八,五七五	
伊田		一三一,六五九	五三,八二五	三〇四,二〇七	一四,五五八	九三,七三三	五九,九七七	
飯塚		九四,〇三四	一九,九四六	四六,七四三	五一,八三三	九六,一四一	四〇,七〇〇	
今宿	一六,五九九	六,三三二		一〇,七九〇		一四九,四九三	一五,一〇四	
二國			三九,三九九	二六,八五九			四六,一六八	
三國			二五,四三三	一六,一八三			四三六,三六六	
矢部							五八,四二二	
計	七三三,九七三	一,四〇九,三七七	一,五五四,六〇七	一,六六一,四九三	一,一八五,六〇一	一,三四八,八一九	七,八三三,六五五	

紹介

雜費 四〇,五七五 九〇,六七五 七〇,三三三 四四,六〇八 三三,三三六 三三,五五四 五五,八七〇

合計 八四,四五五 一,五〇〇,〇〇〇 一,六〇〇,〇〇〇 一,七〇〇,一〇〇 一,四四七,七五五 一,七〇〇,〇〇〇 八,三八七,五五五

備考 本表には縣職員を含まず。

土木課縣費職員配置表 (△印は事業費支辨)

昭和六年十二月一日現在

所屬名	道路主事	道路技師	道路書記	道路技手	縣吏員	雇河川計
本廳	△一一	△三四	一	△八八	△二	△一三
福岡				△二二	△一	△七一
久留米				△二二	△四	△九一
柳河				△二一	△二	△九一
直方				△二一	△二	△九一
行橋				△二一	△二	△九一
前原				△二一	△二	△九一
甘木				△二一	△二	△九一
福島				△二一	△二	△九一
折尾				△二一	△二	△九一

(三) 労働者使用実績

年度別及種別

豫算

昭和六年十月末現在実績

年度別及種別	豫算		昭和六年十月末現在実績	
	勞力費	使用延人員	勞力費	使用延人員
五年度失業救済事業	三六〇、三六七 ^四	一八〇、九〇二 ^八	三〇二、〇四四 ^四	二一八、九二一 ^八
六年度失業救済事業	四五七、五三五	二八八、六二七	九九、一〇四	八九、〇〇九
六年度失業防止事業	四八九、八九七	三一九、二四六	六四、四四三	四七、七二六
合 計	一、三〇七、七九九	七八八、七七五	四六五、五九一	三五五、六五六

昭和五年度に屬する事業は主として、冬期失業救済事業の目的に添ふ爲め容易に事業に着手出來得る路面舗装を選定したのであるが、認可手續其他準備の爲年度末迄二ヶ月間に僅に二十萬圓の仕事しか出來ず、殘額八十萬圓は六年度に繰越され目下六年度の失業救済竝に防止の事業と共に完成の域に達して居る。即ち本年十月現在にて豫算に對し勞力費は三五、六%使用延人員は四五%の行程を示して目下着々進行中にて年度内に所定の事業完成の豫定である。

五 事業施行に當り所感の主なるもの

(イ) 職業(労働)紹介所との連絡

本縣は從來直營を以て各種の事業を施行し來りたる關係上殊に事業遂行上不便を感ずることなきも失業救済の目的に添ふ爲勢ひ多數の不熟練労働者を使役するが如き能率の低下は一面止むを得ざる次第なるが一定の豫算を以て所定の事業遂行には其の實行方法に就き充分紹介所との連絡を密にし受役者をして依頼心と怠惰を助長する事なき様特に注意を要し又監督者に於ても作業の指導に當り所期の目的を達する爲懇切丁寧なるべきは勿論相當の努力を拂ふことが最も必要である。假令ば工事現場等に於て失業救済の字句は可成之を避け表札の如き何々國道改良工事々務所と記載するが如

き又賃金支拂等に當り勉めて受役者の感情を緩和する爲「何君」「何さん」と呼稱する等は本事業の達成に付尤も効果を齎すものありしを信ぜり。

(ロ)工程拂採用

本縣は從來直營工事に於て未だ小間割制を採らざりしも各所救濟事業の起興に伴ひ漸次訓練せられ勞働手帳所有者にして殆んど普通勞働者と比肩し得らる者あり之等に對しては能率増進の手段として個所と工事の種類によりては功程拂を採用することとせり。

(ハ)作業能率

事業成績に徴し數字的に見積れば不熟練に依る一割更に交替竝に循環の爲に一割合計二割程度の低下と見て大差なきも大體作業能率により夫々一日の賃金を決定せる爲使用延人員は増加するも勞力費に於ては豫算範圍にて所期の通り事業完成の豫定である。

(ホ)勞働條件

本工事に使役する勞働者使役條項を左の通り規定し之

を揭示し居れり。

一 勞働時間

自三月一日至十月卅一日迄一日拾時間但純勞働時間八時四十分間休憩時間一時二十分間。

自十二月一日至二月末日迄一日九時二十分間但純勞働時間八時間休憩時間一時二十分間。

二 土木管區事務所長は前條により始業終業竝に休憩時間を定め之を工事場に告示す可し炎暑中にありては晝食時の休憩を二時迄延長することを得。

三 勞働賃金は左記方法に依り之を定む。

(一)一日一人の賃金は各自其の技能及勤務の狀況に依るべし。

(二)遅參又は早退者は純勞働時間に依り其の歩數を減す降雨又は工事の都合に依り中途止業の場合又同じ

(三)工事止むを得ざる場合に限り所定時間外の勤務せしめたるときは純勞働時間に依り歩増をなす但し

夜間は五割以上を増加することを得。

(四) 水中作業又は雨天の際勤務せしめたる時は水中作業の難易降雨の程度時間等に依り一日三割以内の歩増をなすことを得。

(五) 作業上必要なる器具は職工にありては各自之を持つ參せしめ人夫にありては各組別に始業の際之を貸附し終業の際返納せしむ。

(ハ) 工事を請負に附する場合の措置

事業企興の本旨に鑑み都市に於ける工事の如きは勞働者に屢々就役の機會を與ふる爲めには可成同時に多數の丁場を建つるを必要とし又道路並に交通の狀況に依り鋪裝工法を分別するの必要により特種の設備と技工を要し若くは工法に就き特許權を有するものを採用するを適當と認めたと郡部に於ける工事は各所に點在し而も相離れること遠く各工事の施行期交錯するを以て此等を直營施行せむには機械器具に多額の費用を要し施行方法極めて不經濟なるを免れざることとなるに因り一部を左記條件により請負に付する事としたり。

職工人夫使役條件

請負人は左記條件に従ひ工事に従事する職工人夫を指定の職業紹介所の紹介に依るものを採用使役すべし、但し第二條第一項の場合ば此の限りに非ず。

第一章 總 則

第一條 本工事は失業救済を目的とするものなるを以て機械力を用ふること尠く可成人力により施行すべし。

第二條 請負人は左記の割合を以て職工人夫を使役すべし

直傭職工

使用總人員の二割以内

指定失業職工人夫

使用總人員の二割以内

一般失業人夫

使用總人員の六割以上

第三條 失業職工人夫の使用總人員（設計に依る使用員數の八割）人以上たるべし。

第四條 失業職工人夫使用數にして前條の數に達せざるときは其の不足人數壹名に付（一日一人平均賃金の倍額）の割合を以て請負金より控除するものとす。

第二章 職工人夫使役手續

第五條 請負人は失業職工人夫の毎日の所要人數を前日午後二時迄に係員の承認を経て指定職業紹介所に申出べし

第六條 請負人失業職工人夫の使役方法は福岡縣直營工事施行手續を準據するものとす。

第七條 失業職工人夫の賃銀は壹日金（男標準人夫賃金の八割女同五割以上）を支給すべし實労働時間（指定時間）を超過するか又は特種の工事に従事したる場合は適宜賃金を増額支給すべし。

第八條 職工人夫の平均賃金は一日金（設計勞力費總額を労働者總人員にて除したるもの）以上を支給すべし。

第九條 請負人は工事現場に於て係員立會の上定刻就業前失業職工人夫を整理し労働手帖及紹介票を點檢すべし。

第十條 請負人は失業職工人夫に對し作業終了後毎日必ず現金を以て其の賃銀を支拂べし。

第十一條 請負人は作業の翌日使用職工人夫の使役月日氏名其の賃金並に失業職工人夫に就ては登録番號を記入したる報告書を係員に提出すべし。

第十二條 本工事施行の爲傷痍を受けたる職工人夫に對しては請負人に於て治療費其他一切の費用を負擔すべし

六 失業救済と道路の鋪裝に就て

最後に昭和五、六年度に於て失業救済事業として主に施行したる路面鋪裝工事に就て述べんとす。本縣内國道並に府縣道中路面の鋪裝は別表に示す如く僅かに延長壹萬七千餘米に過ぎざりしが本事業により著しく促進し國道第二號線門司市（本縣起點）より八幡市の郡界迄延長約貳萬五千餘米を始め北九州五市及び福岡、久留米、直方市内は勿論之が隣接町村及び飯塚町に於ける主要道路は大體鋪裝の普及を見るに至り同時に施行せる軌道敷の石張工事と併せ面目全く一新するに至れり。而して今回施行したる鋪裝は總て簡易鋪裝を採用し砂利道を其の儘利用したる關係上施工極めて容易にして一平米僅かに壹圓五拾錢乃至貳圓拾錢に過ぎず且つ敷ヶ所に分轄し施行したる爲め一日に多數の労働者を使役することを得。本縣の失業狀況に照し其の効果充

分にして誠に時宜に適したる事業なりしを信じ茲に本事業 局に對し深く感謝する次第なり。
 の實施に當り甚大なる御指導と御援助を賜りたる内務省當

國道並に府縣道鋪裝調(施行中のものを含む)

郡市別	自大正十年 既鋪裝		昭和五、六年度失業救済による鋪裝		昭和六年度國營失業救済其他の鋪裝		合 計
	延長	面積	延長	面積	延長	面積	
福 岡 市	三、七九	三、四、五六	七、八六	七、六八	—	—	一一、六五
久 留 米 市	二、〇九	一、三、六四	四、八二	四、七、六四	—	—	六、二八
大 牟 田 市	九、一	八、五二〇	五、〇九	三、九、九三	—	—	六、〇〇〇
門 司 市	九、〇六	七、四八	九、三、四七	九、一、〇九	—	—	一〇、三、五七
小 倉 市	一、〇〇三	一、三、〇、一、一	一、三、四、〇三	一、一〇、三、七	—	—	一、四、四、〇六
戸 畑 市	三、九	二、三、三六	四、七、八八	三、七、〇〇	—	—	五、一、〇七
八 幡 市	二、三、九	一、五、六八	九、七、四	九、五、〇五	—	—	二、九、〇三
直 方 市	三、七	三、〇、九	二、九、〇	九、八、〇八	—	—	二、八、一七
若 松 市	一、七、七	一、三、六八	一、七、七	九、五、九	—	—	三、五、四
小 計	一三、六、九	一〇、〇、四、三	五八、二、八六	四八、七、九、三	—	—	七一、九、七五
郡 部	四、二、八	二、八、二、四九	三、五、七	三、四、九、六	—	—	一、四、五、八〇
合 計	一七、九、七	一三、八、二、三	六、八、六五	五三、六、六八	一、四、五、八〇	九、一、二、七	九四、四、三
							七、四、〇、八七